

## 第1回 守口市立学校給食安全安心検証委員会 議事要旨

### 1. 日時

令和4年12月6日(火) 午後7時

### 2. 場所

守口市役所6階 教育委員会会議室

### 3. 出席者

#### 【委員】

林委員長 笠間副委員長 横山委員 齋藤委員 脇田委員

※欠席委員なし

#### 【教育委員会】

太田教育長 森田教育監兼教育部長 後藤保健給食課長 西山保健給食課主任

田口保健給食課員 瀧田保健給食課員 金本保健給食課員

#### 【傍聴者】

なし

### 4. 開会

開会にあたり、教育長より挨拶

#### 【要旨】

学校給食は、成長期の子供たちにとって適切な栄養の摂取のみならず、食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を担っている。

本年5月に学校給食で使用している白米の精米工場に複数の鳩が侵入する事案が発生し、子どもたちや保護者に給食に対する大きな不安を抱かせた。

本市では、給食の献立、食材購入、アレルギー対応及び給食費の会計等については、全学校、PTA及び教育委員会の事務局から構成する守口市学校給食協会が実施し、給食の実施にあたっては、食品衛生法や学校給食法に基づき適切な安全管理のもとで実施してきたものの、今回の事案を受け、あらゆる段階での衛生管理の見直しや異物混入対応マニュアルの策定などに取り組み、今後も食品衛生の動向や学校の実態等を踏まえ、不断に見直しを考えている。

諮問内容や検討課題等を踏まえて、効果的で持続可能な衛生管理体制の確立、給食指導や給食に関する情報発信など、安全安心で楽しい学校給食の実現に向け、委員の皆様の一助を期待し、専門的な見地にたった広範な議論をいただきたい。

【各委員より挨拶】

## 5. 委員長の選出

互選により林委員が委員長に選出

【委員長挨拶】

## 6. 諮問

太田教育長から委員長へ諮問書を手交

【事務局より諮問について】

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

これまでから本市学校給食調理業務は、学校給食法等に基づき徹底した衛生管理の下で行われていますが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、食事を取る場面においても感染症予防対策が求められ、食の安全に対する関心が高まる中、学校給食の安全性及び食育の充実に対しても関心が寄せられております。

そのため、食中毒、異物混入、食物アレルギー、感染症り患等のリスクを想定し、全教職員で共通理解を図った上で迅速かつ適切に対応できるよう、学校給食におけるリスクマネジメントを確立することが重要な課題となっております。

また、学校給食は学校教育活動の一環として行われ、「生きた教材」として大きな教育的意義を有しており、学校給食を通して、児童生徒が、食に関する正しい理解と適切な判断力を身につけられるよう、家庭と連携し、食育を一層充実していく必要があります。

つきましては、安全・安心で楽しい学校給食の実現に向けて、守口市立学校給食安全安心検証委員会条例第2条に基づき、諮問しようとするものです。諮問事項については、大きく分けて3つです。

【諮問事項】

- ①「学校給食における安全・衛生管理の向上」として、
  - ・食材調達から調理、配膳・食事における安全・衛生管理の向上
  - ・給食施設における安全・衛生管理の向上 について
- ②「事故等の発生時における迅速かつ的確な対応」として、
  - ・「異物混入発生マニュアル」及び「食物アレルギー疾患対応マニュアル」の運用についての検証、改善・充実 について
- ③「今後の学校給食の充実」として、
  - ・給食を題材とした食育の充実
  - ・学校給食に関する情報発信
  - ・児童生徒・保護者の意見を取り入れた学校給食の在り方等 について

## 7. 副委員長の選出

互選により笠間委員が副委員長に選出

【副委員長挨拶】

## 8. 会議運営、議事録、傍聴について

### ①会議運営について

- ・ 会議時間は、2 時間程度
- ・ 第 2～4 回委員会にて審議後、第 5 回及び第 6 回で答申案を審議、決定

### ②議事録について

- ・ 要点筆記
- ・ 発言者の個人名は記載せず、委員長、委員の表記のみ
- ・ 次回会議までに議事録案を事前送信し、修正等を反映し次回審議会にて確認

### ③傍聴について

- ・ 受付は会議開始 30 分前から会議開始まで
- ・ 定員 10 名以内

## 9. 諮問に係る学校給食における取組等について

【事務局より諮問について】

### ①食材の調達、調理、検食、配膳・食事段階における取組

(小学校における実施体制)

- ・ 食材の調達…物資納入業者選定委員会を開催し、業者を選定。  
所管保健所の食品衛生監視票(81 点以上)を登録基準、  
新規参入業者は市職員による現地確認を行う。
- ・ 調理…国が示す学校給食衛生管理基準に基づいて衛生管理を実施。  
食品の検収の際には、食品の状態を把握できるよう複数の項目を  
検収表に記録し、異常があれば返品交換、追加で納品を依頼。
- ・ 検食…児童生徒の喫食開始時刻 30 分前までには、校長等が検食を行い、  
異常がないか確認。異常確認した場合は、原因が分かるまで給食の  
受渡しを中止し、異常のあった給食の一部または全部の提供を中止。
- ・ 配膳…配膳室等への関係者以外の立入り禁止。配食を行う者の健康状態と  
手洗い等の衛生管理の徹底と、各校教職員にマニュアルの周知。

(中学校における実施体制)

小学校と異なり、全員喫食ではなく、希望した生徒だけが食べる選択制となっている。使用する食材については、基準に従って調理事業者が生産者、製造販売業者から食材を購入し、工場調理した後に、各学校に給食として配送。各学校では、調理事業者が配膳室で再加熱し、ランチルームで食器に盛りつけて事前予

約していた生徒に提供する。

## ②異物混入発生時の迅速かつ的確な対応

文部科学省が作成する食に関する指導の手引きや、市の危機管理マニュアルに沿って対応していたが、各段階ごとの具体的な対応等が示せていなかった。他の自治体のマニュアル等を参考に異物混入対応マニュアルを作成し、学校に周知しているところである。より実用性のあるマニュアルにするため、外部有識者や、保護者等の意見を得ながら、継続的に検証改善に取り組んでいきたい。

マニュアルの内容（一部紹介）

- ・混入物を3段階にレベル分け
- ・非危険異物または危険異物を発見した場合の対応について給食提供の判断を明確化
- ・異物混入発生時の、学校、教育委員会、調理業者との役割や連絡体制、保護者周知等についても明確化

## ③給食に関する情報発信

- ・給食だよりや献立表の配付
- ・試食会の開催
- ・市ホームページ

（学校給食ができるまでの調理過程の紹介、納入業者に対する現地確認等）

## 10. 意見交換

委員長：今回の諮問事項の根幹である安全安心な学校給食の実施について、委員が感じておられる考えや課題等について

委員：農産物は異物混入が起り得るものであり、現場の状況も含めてどの段階で発見するかということを検討しないといけない。

委員：きちんと管理をしている業者を選定する必要がある。給食の廃棄について、SDGsの観点から子どもたちにも理解してもらいたい。地産地消や守口らしさというものについても話ができれば。

委員：契約に基づき相手にどう履行させているのか、どのように担保できるのかという点を確認したい。マニュアルについては、実際に対応する中できちんと実施されているのかなど、改善すべき部分があれば議論していきたい。

委員：守口市は無洗米を使用しているが、その場合、洗っても1回ぐらいが多いと考える。守口市以外の事例で、食数が多い場合など自動洗米機を使用することもあるが、異物は発見しにくくなる。

委員長：HACCPの制度において、農産物にも今後どう検査がされるのか注目している。食品ロスについては、廃棄をいかに少なくし、食育面も含めて今後考えていく必要がある。

委員：過去に刻みのりによる食中毒事案が起きた際に、農産物も一部 HACCP を取り入れて衛生管理を実施していくという流れになり、農産物を取り扱う事業者によって、その姿勢も違いがあり、事業者の自主衛生管理について、議論を進めたい。

委員：この場で審議した内容は、学校給食協会へはどのように下ろすのか。実際に現場で対応するにあたってのスケジュール感を確認したい。

事務局：1年かけて審議して頂く予定で、委員の意見を踏まえ必要な改定は、その都度反映し、学校給食協会で行き届くべき事項については、速やかに伝えて具体的な取り組みを進めたい。

委員：課の判断で、適宜、学校給食協会に下ろすのか、物資納入業者等の選定方法はどうか。

事務局：当委員会において、委員の皆様に必要な確認事項は速やかに反映させたい、意見が分かれる内容については審議を重ねていただきたい。

委員：次回の委員会では審議したい重要課題を提案して頂いた方が良くないかと。

事務局：諮問内容の審議の順番について、案を作成し提示します。

委員長：審議終了の挨拶

## 11. 次回委員会について

1月16日～20日の辺りで日程調整

(午後8時25分終了)